

【厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

<ul style="list-style-type: none">○ 一般病棟入院基本料7：1○ 新生児特定集中治療室管理料（NICU）○ 障害者施設等入院基本料13：1○ 特殊疾患入院施設管理加算（重心）○ 救急・乳幼児医療管理加算○ 診療録管理体制加算○ 重症者等療養環境特別加算○ 栄養管理実施加算○ 医療安全対策加算○ 褥瘡患者管理加算○ ハイリスク妊産婦共同管理料（I）○ 小児科外来診療料○ 薬剤管理指導料○ 検体検査管理加算（I）○ 単純CT撮影及び単純MRI撮影○ 無菌製剤処理加算○ 外来化学療法加算○ 入院時食事療養費（I）○ 食堂加算	<ul style="list-style-type: none">○ 脳血管疾患等リハビリテーション（II）○ 運動器リハビリテーション料（I）○ 呼吸器リハビリテーション料（II）○ 障害児（者）リハビリテーション料○ 脳血管疾患等リハビリテーション医学管理料（II）○ 運動器リハビリテーション医学管理料（I）○ 呼吸器リハビリテーション医学管理料（II）○ 肺悪性腫瘍手術等○ 靭帯断裂形成手術等○ 子宮悪性腫瘍手術等○ パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）○ 内反足手術等○ 食道切除再建術等○ 人工関節置換術○ ペースメーカー移植術及び交換術 （電池交換を含む）○ 冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術○ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈血栓切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術○ 輸血管理料（II）
---	--

平成20年2月1日